

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) あいさつ

司会者：それではただいまより裁判員経験者の意見交換会を開催することにいたします。

本日はお忙しい中，4名の経験者の方に御参加いただいております。どうもありがとうございます。

私は，大阪地方裁判所刑事部で裁判長をしております村越一浩と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度は，平成25年の5月21日で丸4年が経過し，5年目に入りました。これまでに，判決宣告を受けた被告人の数は，先月末の概算の数値で，大阪地裁本庁で約410人，堺支部で130人，判決を受けております。本庁だけでも3,200人余りの方に裁判員あるいは補充裁判員として裁判に御協力いただいております。

御承知のとおり，裁判員や補充裁判員の方からは裁判の終了後にアンケートという形で御意見をお伺いしているところなんですけども，今日は改めて率直な御意見を直接お伺いしたいということでこのように御参加いただきました。裁判員制度の今後の運用に生かしていきたいと考えておりますので，どうぞよろしく願いいたします。

(2) 進行方法の説明

司会者：さて，本日の意見交換会なんですけども，今日は殺人とそれから傷害致死事件の審理，評議というのがメインテーマということです。

裁判員裁判は重大な事件を取り扱いますけども，中でも人が死亡した事件というのは審理や評議，その他いろんな場面で御苦労や悩まれた点もあったかと思えます。もちろん，そういった事件特有の問題もありますし，そのほかの事件というのも，人が死んでいない事件，死亡していない事件というのもあります

が、そういった事件にも共通するという問題もあるかと思えます。

そういったあたりにつきまして、いろんな角度から今日御出席の皆様、今後私たちが裁判を進める上でどういった点に配慮すべきなのかということについて、率直な御意見をお伺いしたいと考えております。

途中で10分程度、休憩を挟みまして、その後、守秘義務についての御意見、御感想をお伺いし、最後に、傍聴されてる報道機関の方から御質問いただくという予定にしております。どうぞよろしく願いいたします。

(3) 出席している検察官、弁護士及び裁判官の紹介

司会者：まず、出席されている検察官、それから、弁護士、裁判官の紹介をそれぞれお願いしたいと思います。検察官、弁護士、裁判官と、それぞれの立場から御参加をいただいております。

検察官：大阪地検公判部検事の佐々木洋二郎と申します。これまで裁判員裁判に立ち会った件数は20件前後になります。本日は皆様の貴重な御意見を伺って、今後の裁判の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

弁護士：弁護士の小田幸児と申します。今まで裁判員裁判は5件経験しました。今日テーマになっている人が死亡した事件に関しては、傷害致死事件を1件経験してます。現在、あと2件ほど裁判員裁判、今進行中というか公判前整理手続というものがあるんですが、それを抱えています。どうぞいろんな貴重な御意見をぜひお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願いします。

裁判官：大阪地裁の第13刑事部というところで裁判官をしております石井俊和と申します。よろしく願いいたします。先ほど司会からもお話がありましたが、アンケートをやっておりまして、実はアンケートというのは、恐らく裁判員の方が、仕事が終わった直後に書いていただくということで、結構ハイな状態で御回答いただけるんじゃないかと。そうすると、結構いいことばかり書いてあるというようなことがあるような感じがいたします。本日は、ぜひ一定

時間がたって、さめた目というかまた改めて、当時本当はどう思っていたんだろうかというあたり、振り返った御意見を伺えることができればなというふうに思って楽しみにしております。よろしく願いいたします。

2 意見交換

(1) 殺人・傷害致死事件の裁判員裁判を経験した全般的な感想

司会者：ありがとうございます。

それでは、進めていきたいと思います。最初は、今、石井裁判官から少しお話がありましたことですが、今振り返ってみて、どうなんでしょうか。少し時間がたちましたが、皆さん、それほど昔に裁判員裁判を御経験されたわけではないと伺っております。ただ、そうはいても一定時間、何か月かたった今の段階で、あの裁判や自分が参加したことを振り返ってみてどんなことをお考えになったり、お感じになったりしているのかと。ちょっとすごく漠然とした質問で申しわけないんですけど、議論の取っかかりということで、1番の方から順番に一人ずつ御感想などをお聞かせいただければいいかなと思います。よろしく願いします。

裁判員経験者1：まずは、最初に通知を受け取ったときに、まさかやるということ想像してなかったというところから入って、実際に経験してみて感じたのはよかったかと、非常に。一つは勉強になったということ、仕組みというものはある程度勉強というか、過去に聞いては知っていたものの、実際に体験してみるとことによって仕組みというものがよくわかるという面があったのと、あとは、制度自身まだ日が浅いとはいうものの、非常にわかりやすく裁判官の方々にも説明を受けながらこれをやっていく中で、司法というものに対する信頼感ですね、信頼感というものがすごく持てたと感じております。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者2：私は、初めての経験で、非常に勉強になったというのか、裁判の仕組みその他、いろいろ参考になり、非常に勉強になりましたのでありがた

かったなと思います。それぐらいかな。

それで、公平に進めていかれて、裁判官のほうの進め方も非常にスマートで、納得ができて、裁判員としても非常に納得しました。

司会者：3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：そうですね。非常にいい経験をさせてもらったなということで、殺人事件の担当になったんですけども、普段だとニュースとかで見る分ではすごい他人行儀みたいな感じで思っていたのが、身内の方の気持ちとかいろいろそういう面から考えたりとか、いろんな角度で死に対するものとか、いろんな普段考えないことを裁判中はいろいろ考えたりしまして、しんどい部分もありましたけど、いい経験をさせてもらったなという感覚は、ずっと残ってますね。以上です。

裁判員経験者4：私も、とても貴重な経験をさせていただいたという思いはすごくあります。裁判を経験して一番印象に残りましたことは、こういう裁判員裁判で弁護士さんというのは、とっても大変なんじゃないかなというふうな感じはいたしました。普通の今までの裁判よりも、弁護士さんが私たち素人を目の前にして弁護するという大変さというかそういうものが、実際に裁判に当たったときに、あらっという感じが時々ありましたので、そういう感じはちょっと今も残っております。

あとは、終わりましたからは自分自身の前向きな、何か社会と関わっていきたいという気持ちも出てきましたので、経験させていただいてよかったと思っております。

(2) 殺人・傷害致死事件の審理のあり方

ア 冒頭陳述について

司会者：ありがとうございました。また、いろいろと手続とかこれから進めて、順番にお聞きしていくんですけど、思いついたことは戻ってでもいいし、先のことでもいいので、どんどん気になったこととかは御発言いただければ、そこ

を中心に議論していきたいと思うので、あまり窮屈にならないで、ぜひ率直に忌憚のないことを述べていただければと思います。

冒頭陳述というのは覚えておられますかね、映画で言えば本編が証拠調べ、証人を調べたり、書類を読み上げたりというのがありますよね、ああいう写真を調べたり、そういうものを映画の本編だとすると、その前の予告編のような形で、これからこういうことがありますよと、こういうことを証拠調べしますよということで検察官がまず話をされ、それから弁護士が話をされ、そういう局面があります。

その冒頭陳述というものが、本当にわかりやすくできているだろうかということは、検察官も弁護士も非常に関心が高いところだと思うんです。そのあたり、本当にこれはよかった、よかっただと恐らく得られるものもないので、もうちょっとこういうところがだめ、もうこれは全然だめという、そういうことも含めて、ぜひ忌憚のないところで御感想や御意見、ついつい1番と言っちゃうんですけど、しばらくの間順番で、あとでまたシャッフルしますので。よろしければそのあたりの御感想などを。

裁判員経験者1：そうおっしゃって最初に言うのは何なんですけど、検察側の資料というものは正直今まで見たプレゼンの中でも有数のレベルで、すごい高いレベルで、ポイントがどこであって、どこを論ずるかということが非常にわかりやすくなっていたと。そこで最初に受ける印象というのは、そこがスタートポイントになりますので、これはすごく大きな影響があとまであるんだなということを感じました。それは、やはり組織力があるだけに、ノウハウの蓄積がまた全然違うんだらうなと。

それと比較すると、弁護士の方々はそこまでの組織力という形では対応できないのも事実だと思いますので、すごく工夫をされているのは感じられるところなんですけど、資料のまとめのわかりやすさという意味では、やはり検察側に有利に働くのかと。逆にちょっとそこは心配だった、仕組みとしてちょっとそういうふうに検察の側に有利になっているのかなと感じたというのが率直に

見たときに感じたことです。

これは、決して弁護士側の資料の質が悪かったという問題は全くなくて、弁護士のものも非常にわかりやすい言葉で書いてあって、全然理解する上では支障にはならなかったんですけど。ただ、比較してしまうとやっぱり組織の厚みというものがすごく感じられたといった感じです。

司会者：ありがとうございます。少しお聞きしたいんですけども、事件自体は傷害致死事件で、ちょっと争いが確かあったんですかね。何か柵の上から転落して被害者の方が亡くなられたんですけども、それは被告人の行為によるものかどうか、被告人がそこでは暴行をふるっていたみたいなんだけども、落ちた行為との関係があるのかないのかって、このあたりが争点になっていたかと思うんですけど。そういったことも冒頭陳述を双方からお聞きになって、もうすとなんか問題なんだなって感じられましたか。

裁判員経験者 1：プレゼンの真ん中ぐらいではもう全部争点はここになるなというのはきっちりわかりました。だから、本当に何となく何も無いところからストーリーを頭の中で組み立てていく、裁判員としてですね、わけですけど、そのファーストステップとしてはもうすごく完全な形で論点がわかるという内容だったと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番の方にお伺いいたします。最初の冒頭陳述、双方からお聞きになった段階の御感想や御意見などをお願いいたします。

裁判員経験者 2：私のところでは、検察の方が非常に、写真、その他レントゲン、CTとかいろんな資料を出されて説明されて、そうするともう70%、80%ぐらいの形がわかってきますので、弁護士のほうはそれに押されるような感じで、我々も資料がものすごくはっきりしてますので、納得ができて、弁護士のほうが、弁護が余り進まなかったなと感じてます、私のほうとしては。

司会者：ありがとうございます。この事件は、争いはある事件だったんですかね、事件自体は被告人がそういう暴行をしたかどうかという争いがあって、結構専

門的な、今レントゲンとおっしゃられましたけどお医者さんが出てきているいろいろお話しされた事件ですかね。

裁判員経験者2：はい。もうお医者さんが出てきて説明されて、実演されて、そうすると納得いくわけですよ、我々見させてもらっておっても。質問させてもらっても、実際の姿がわかるようなやり方ですか、実際人形を使って。

司会者：揺さぶるような。

裁判員経験者2：そうです、そうです。その力加減とかを全部皆さんの目の前でやられて納得非常にしまして、それでもう流れが検察官の資料が十分、ものすごい資料を出されてましたから、よくわかりました。

司会者：今の点でお伺いしたいのは、一番最初の段階というのは、資料を出す前にこんなような事件ですってという説明が双方からありますよね。その段階での説明を聞いたときには、あっこういうところが問題になるなとか、これはどんな事件だなという、そのレントゲンとかを見る前の段階で、ばっと話を聞いただけでわかりやすかったですか。それとも、まだちょっと中身を見ないとわからないなという感じだったですか。

裁判員経験者2：初めから、何というか、お父さんから子供さんへのいじめが主だから、そういったことがもう頭の中へ、私の場合はこいつはいじめだなんていうのが初めの冒頭陳述でわかりました。

司会者：事件のそういう概要自体は、冒頭陳述の中で、何だろうこの事件はという感じには思われなかったということですね。割とわかりやすかったと。

裁判員経験者2：わかりやすかったです。

司会者：はい。ありがとうございます。3番の方、どうぞ。

裁判員経験者3：最初に、検察官の話を聞いたときに、もう全く情報のないところからその話を聞いているので、すごく先入観といいですか、検察官の説明で、ただちょっと僕が担当した事件は人間関係がちょっとややこしかったので、かなり被告人目線と、周りの人の目線で考え方が大分変わるような事件だったので、かなり理解するには時間がかかったなというのが正直なところですね。

司会者：ありがとうございます。被告人目線という今おもしろい表現がありましたが、被告人目線と周りの方目線というのがあって、事件でどういうことがあったかということ自体そのものは余り争いがなかったですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：だけど、被告人の目に映り、あるいは自分の意識としてはこうだというときの説明と、周りの人がその事件をどう見るかということとの間には、それなりにギャップがあると。

裁判員経験者3：ああ、そうですね。そんな感じです。

司会者：そんなときに、検察官が最初にそういうふうに事件の説明されて、弁護士が事件の説明されても恐らくどちらかということ、周りの方目線で検察官が説明され、弁護士のほうが被告人目線的な視点で、証拠を、これからこういう取り調べがありますよと予告をされると思うんですけども、その予告編を聞いた段階では、そういうことは、さっき先入観という言葉が使われたんですけど、それは自分の中ではどういう先入観ができ上がったか、あるいはなかったかというあたりは覚えておられますか。

裁判員経験者3：事件が最初からもう殺人事件ということで、何ていうのか、厳しく裁くものだという感情があったので、検察官の話を聞いた後に弁護士の話を聞いていると、すごい温度差というんですか、ものすごく感じたということで、ちょっとうまく言えないですけど。

司会者：少なくとも温度差があるなということは、よくわかりになったということですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：はい、ありがとうございます。じゃ4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：資料は、ちょっと何もわからないままに1枚ずつ渡された時点で全く形の違うものが来るので、最初検察側の資料は割とぱっと見返したときにわかりやすいといえますか、振り返って見ようとしたときにすごくわかりやすくなってるんですけど、弁護側のほうはちょっと主に被告人の性格とか、そ

うというようなことを重点的に書いてあったようで、ちょっと裁判が初めての者にとったら、ちょっと全く違う形式のものを比べて見るというのは難しかったなというか、今見返しましたらすごくわかりやすいんですけど、初日はちょっと読みにくいという感じがしました。

司会者：若干，資料としては敷居が高いところがあったんですかね。やっぱり，今形式とおっしゃったのは，検察官と弁護士の形式が余りそろってない。

裁判員経験者 4：そうですね。これらをそろわすことは多分できないのかもわかりませんが，何か多少ちょっとでも同じような形が出てきてたら見やすかったけど，全く違う紙が2枚きたという形で，ばらばらだったので，それもひっくり返しているうちに見にくいというのもありましたし，メモを取ると話を聞き逃すような気がしたので，しっかりそのときに聞きながら読んで，その場で全部理解できたかということ，事件自体はよく分かったんです。そんな難しいあれじゃなかったのだから，理解はできたんですけども。

司会者：4番の方の事件は，争いそのものはなかったんですね，ほとんど事件にはね。

裁判員経験者 4：そうですね，はい。

司会者：事件に争いがなかったのだから，こういう事案ですという話とどこにポイントがあるかというようなことを，検察，弁護がそれぞれ冒頭陳述をされて，話の内容そのもののわかりやすさ，わかりにくさというよりも，あとで言われた見返すというときには，メモを渡していただくのであれば，どちらかということ検察のほうがわかりやすかったと。

裁判員経験者 4：そうですね。ちょっと見やすいという気はしました。

司会者：ありがとうございます。わかりやすい，わかりにくいみたいな話がいろいろ出てきたんですけども，若干旗色が悪かったのかもしれませんが，弁護士のほうで，何かありますか。

弁護士：私のほうから御質問させていただきたいんですけど，わかりやすい冒頭陳述書とか，あるいは弁論要旨などなかなかうまくできてない弁護士なんです

けれども、検察側のほうはいわゆるパブリッシャーというソフトを使って図表化して、相互の関係、矢印を使ったりというそういう形で冒頭陳述書なんかを作成しています。それに対して、弁護士の書面、ちょっと僕も4件とも見させてもらったところ、文章型というかだーっところ文章がずーっ書いてある、そういう場合、パブリッシャーというか図表化したもののほうが、やっぱりわかりやすいという印象でしょうか。

司会者：どなたでもいいんですが。

裁判員経験者1：そうですね。やはり視覚的にぼんっと訴えられるという意味では非常に大きいと思います。特に、初日というのは裁判員というのはまず抽選というプロセスをばーっ朝経験して、気づいたらもう法廷にぼんっと入っているという状態で、ある意味何が起きているかちょっとつかみ切れてないような状態でそれが始まるんですね。だから、気持ち的にも次から次へと新しいことが発生していますので、そこでこの図式でぼんっと持ってこられた物と、文書で持ってこられた物ということになると、おのずと図式というものがどうしてもわかりやすいと思うんですね。

これが二日、三日目になってくると、だんだんと慣れてきますので、次何がくるのかというのもある程度予想できて、落ちついて見えるので、大分そのギャップは狭まるとは思うんですけど、初日ですね、やっぱり冒頭陳述というのは最初に聞く部分ですので結構その影響は大きいのかなと感じますね。

司会者：ほかの方はいかがですか。うなずいておられますけど、特に今1番の方が御発言されましたけど、同じような御感想ですかね。やはり初日の最初の段階なので、少しまとまっている見やすいものというのは重要なんではないかという御指摘だと思っんですけどね。

弁護士：それに関連してなんですが、その後冒頭陳述があつて、証拠調べ、証人尋問なんかはずーっ進んでいくんですが、その際もやはり最初の冒頭陳述書というかそのペーパーを参考にしながら審理にも臨むんでしょうか。

司会者：それに今、最初に配られたものというのを、証拠調べのときにも手元に

置いて見返すような形で利用されていたかどうかということなんですけども、そのあたりはどうですか。

裁判員経験者 4：私たちの担当しました事件では、特別見返してということはなく、個々にそれぞれが、ちょっとこういうことがありますけれども何か確かめたいことがあったら全員でその部分を見るということもあったと思いますけど、順番に見ていくとかそういうことはなかったです。

司会者：3番の方、ちょっと人間関係が複雑だったというふうにおっしゃったんですけど、これは何かを利用されたりはしましたか。

裁判員経験者 3：そうですね。理解するのがなかなか複雑すぎて、まずその起きた事件に対する、まず人間関係を理解しないと話が進んでいけないような状態にもなっていたので、そこをいろいろと話はしましたけども。

司会者：いずれにしても、人間関係を頭に入れないとなかなか誰がどうしたといっても、これは誰だったかみたいところで、かなり苦労されたということですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。

司会者：今の点、あとで冒頭陳述書を、最初に配られた書面を、何度も見返しましたかということなんですけど、2番の方はかなり利用されましたか。

裁判員経験者 2：はい。冒頭のとくに、流れをある程度検察官がざっと言われて、私としては、ストーリーが非常にわかりやすいストーリーで、納得をしていたというようなことです。

司会者：はい、わかりました。今の点は何か補足されることはありますか。

裁判員経験者 1：登場人物とかというのが幾つも出てくると、やっぱり見返してあれ誰だったかなというのは、結構見返すことは多かった気がします。

司会者：よろしいですか。

弁護士：はい。

イ 証拠調べについて

司会者：それでは，ちょっと手続を進めて，今最初の予告編が終わって中身に入ったというところなんですけど，それぞれの事件で実際にいろんな証拠調べがあったかと思うんですが，書証，書類の朗読もあったり，それから写真とか図面，それから証人の証言ということがあったかと思うんです。そういったあたりで何かお感じになったこと，あるいは特に争いがあるかないかというのは大分違うと思うんですけども，これはわかりにくいなと思ったこととか，これは非常にわかりやすいなと思ったこととか，何かその事件を体験する上で印象に残った証拠調べというのは何かございますか。ちょっと抽象的な質問で申しわけないですが，何でも結構なんですけども，4番の方からいきましょうか。

裁判員経験者4：証人に対する検察官の質問で，ちょっと何か証人が詰まっているような，ちょっと証人にきついんじゃないかなというような印象で，今はっきりとした言葉とかは思い出せないんですけども，そういう場面があったのと，また弁護士さんが，私たちはまず弁護のポイントというのがよくわからないでやっていますので，なぜか出所してからのことをまず話されていたので，まだ刑も決まらないのにどうして出所後のことやサポートのこととか，被害者側の意識のこととか，それらが弁護のポイントになるということ，私たちは全くわからないで始めていますので，それが最初に話されるとちょっと違和感があったというのがあります。それはもう本当に一般人から出てきた者の感覚だなというのは，今も感じております。

司会者：尋問を聞くときは，なぜそれを聞いているのかということが，ちょっと胸に落ちないとなかなか消化をするのも難しいところがあるということもありますかね。

裁判員経験者4：そうですね。私の担当した事件では，被告人の腕がなくて，テニスをずっと頑張っていたという部分がすごく長く説明されていたので，その部分はなぜそんなに長いんだろうっていう疑問がちょっとあったんですけども，あとで思えば性格だのいろいろ今まで生きてきたことを，まずは頭に入れてほしいというそういう気持ちだったのかなというように思うんですけど，

何か最初に入ってきたのが出所のあとのこういうふうにしたいというようなことだったように印象を受けたので、それは逆に余りちょっと、こうすんと落ちなかったという気持ちがあります。

司会者：ありがとうございました。3番の方、何か証拠調べで印象に残ったこと、印象に残った場面というのはございますか。

裁判員経験者3：証人とかが来られて、そのときに部屋の間取りの写真で検察官がいろいろ質問されるんですけど、実際住んでいる部屋の間取りと部屋の写真が若干違うようで、その辺で証人がちょっと困ってらっしゃったので、もうちょっと事前に打ち合わせをするなどしたほうがいいのかなという印象と、あと証人も事前に何か月か前にいろいろ聞いた話の記憶をたどりながら証言していたので、その辺で証人らも何か前回言ったことと違うことを言ったらだめみたいな、かなり緊張されていたので、その点が、僕らのほうにすごく伝わって、もうちょっと事前に、裁判するちょっと前でももう一度打ち合わせをしたほうがいいんじゃないかなみたいなのはすごく感じましたけどね。

司会者：ありがとうございます。事件から大分時間がたった時点での証言という感じだったんですかね。

裁判員経験者3：事件が起きてすぐにいろいろ事情を聞かれたのと、裁判が実際に始まったときに、同じような多分質問をされてると思うんですけど、そのときにかなり記憶をたどりながらものを言っていたので、もちろん言ったことと違うことを言ったらあかんみたいな感じで、かなり緊張されて発言していたので、もうちょっと、何て言うんですかね。

司会者：記憶をたどってたというのは、当時の事件のときの記憶をたどっていたのか、自分がどうしゃべったかの記憶をたどってたのか。

裁判員経験者3：そうですね、多分自分がどうしゃべったのかということの記憶をたどるほうの感じで受けましたけどね。

司会者：法廷で証言いただくときは、当然事件の当時の記憶を、実際どうだったのかということを確認できないといけないということなので、ちょっとその証人

尋問の中での証人の答えぶりは、そういうところよりも前にしゃべった内容がどうだったかというようなところに若干あったと。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：その点は、率直に印象としてどういうふうにお感じになりましたか。

裁判員経験者3：裁判のもうちょっと前ぐらいにもう一度話を聞くとかしておいたほうが、かなり緊張されているのがこっちにも伝わってきたので、打ち合わせといたらあれなんですけど、その点もやられたほうがいいのではないかなとは思いましたけど。

司会者：なかなか非常におもしろい指摘で、結構事前の打ち合わせをどうするかというのはすごく難しいところなんですけども、これは私からの質問なんですけども、検察官のほうから請求される証人が、この人を請求しようと、弁護士ももちろんあると思いますが、恐らく検察官のほうが多いと思うんですけど、その場合に事前に証人に会われて、これはこういうふうに証言してくれよなんていうことは言ってるんでしょうか。

検察官：そのように、こういうことを言ってくれということはいけません。ただ、こういう質問をしてたらどういう答えになりますかということですね。その答えが、逆に答えが誤解をされるような言い方になった場合には、こちらでどういう趣旨ですかということを確認して、質問の仕方を変えるということはします。間違ってもこちらからこういう答えにしてくださいということは申し上げることはありません。

司会者：はい、ありがとうございました。そういうようなことでございます。すいません、じゃ印象に残られた場面、証拠調べの中で。先ほどもちょっとお医者さんが出てきたというような話があったんですけども、かなりお医者さんの証言って難しくなかったですか。いろいろ画像診断みたいな感じで、レントゲンとかも出てきたり、いろんな証拠調べをされたんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの話は専門的すぎてわからないなっていうふうに思われたか、よくわかるって思われたかそのあたりはどうでしょうか。

裁判員経験者 2：専門用語ももちろん出てくるんですけども、レントゲン写真の画像の現物を見せてもらい、それから赤ちゃんの沐浴用のプールですか、入れ物ですか、それを出されて、人形も出されて、実際にいろんな形で揺さぶったり、お風呂に入れる形をしたり、実際の現実の姿を見せつけられると、いろんな説明がじかによく伝わってきますので、専門用語が出てきても常識的なことで全部解釈ができますので、その点はわかりやすかったです、私の場合は。

司会者：ありがとうございました。それでは、1番の方、印象に残られた場面。

裁判員経験者 1：3番の方と同じような意見でありまして、本当に事前にこれ話をしてなかったのかなというような印象を受ける場面は幾つかありました。ただ、事件から半年後ぐらいの裁判だったと思いますので、記憶がぼつぼつと変わっていつてしまっているということはあるのかなと思います。

特に、取り調べ中のビデオが流されて、そこではもう非常に淡々と被告人の答えている場面というものを見せられて、その後に審理が続くと、被告人の方からは、いや実は恫喝されたんだとか、突然言い出す。

司会者：恫喝された。

裁判員経験者 1：それで、こういうふうな発言をしたんだって。

司会者：取調官がですか。

裁判員経験者 1：ということをおっしゃってたんですね。これは、多分事前に打ち合わせをしていたらそんな発言は出ないだろうなというふうに、すごく印象に残っております。

司会者：今、DVDか何かを取り調べられたんですね。それは、取調べの場面を被疑者段階かな、被告人の取調べの場面を1対1か何かで向かい合っているところを録画したものを法廷で上映か何かして、その供述、実際そういう調書か何かのそれが信用できるかどうかそんなことが問題になったんですね。

裁判員経験者 1：そのとおりでした。DVDが流されて、1対1の、恐らくは事件があった翌日かその段階での録画ではないかと思うんですけど、そこではもう淡々と答えていた内容を、実際の裁判ではそこは全く記憶してないという証

言になっていて、しかもずっと、取調べ、ビデオで見ている内容のときとは別のところでは恫喝されてた、どうしてもそういうふうな発言をせざるを得なかったというようなことを言い出したと。それで、明らかに見えていても、弁護士の方々大変困ってたなど、恐らくそういうふうな筋書きではなかったんだろうなということがものすごくひしひしと伝わってくるようなやりとりでした。

司会者：ありがとうございました。証拠調べの印象に残った場面というようなことで、いろんな局面をお聞きしたんですけど、立証官として検察官として証拠をセレクトされる時とか、証人だけではなくていろんな証拠を請求されると思うんです。そのあたりで何かお悩みになっていることやお聞きになりたいことがもしあれば、いかがでしょうか。

検察官：今回問題となっているのは殺人、傷害致死事件の審理ということで、被害者が亡くなった事件ということになりますから、恐らく被害者の御遺体の写真についても証拠として請求されて取り調べられているかと思います。この点、検察庁としましても、裁判員の方々に御遺体の写真をお見せするという事で、心理的な負担になるのではないかとということで事前に今から御遺体の写真の証拠調べをしますよ、お見せしますよということでアナウンスをしたり、あるいはそもそも請求する証拠としてもかなり数を絞って、厳選して、しかも加工をして、なるべくショッキングな、余りに不必要にショッキングなものにしないようにということで配慮はしておるんですけども、それでも今回皆さんが担当された事件で、やっぱりこの写真を見るのはつらかったですとか、あるいは逆に写真が加工されすぎてわかりにくかったとか、そういった御感想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

司会者：そのような、少しショッキングな証拠というのが取り調べられたかどうか、あるいはそのあたりについて何か御感想などがあったかどうかなんですけども、3番の方、いかがですか。

裁判員経験者3：ある程度、最初に殺人事件を担当するという事で、ある程度覚悟はしてたんですけど、実際写真を見ますと、いまだに頭に焼きついて離れ

ないという部分では、見ないほうがよかったかなということもあるんですけど、事件の内容でどのように実際に被害を受けたかというのを実際の文書だけではなくて、写真を見ることによってリアリティーがあるかなという部分では、ちょっと複雑なんですけど、見ないとわからないし、見たら見たでちょっとつらいなという感覚が、どっちかといったらそのほうが強いんですけど、どうなんですかね、皆さん見られて結構ショックを受けてる感じはあったと思いますけどね。

司会者：ありがとうございます。4番の方、いかがですか。

裁判員経験者4：お母さんが絞殺で、亡くなっているんです。

司会者：首を絞められて。

裁判員経験者4：はい。それはもう本当に、そんなに絞めなくても多分すぐに亡くなったんだろうなというぐらいの浅い感じだったので、それはもう本当によかったというか何かそういう思いで、あと血のついたネクタイを実物で見せていただいたんですけど、やっぱり証拠というのは私たちには裁判の中一番インパクトがあるというか、ちょっと何が一番残るかといったらその証拠を見たときの印象が一番裁判の中で残ったかなという気持ちはします。多分、ほかの方の事件よりは証拠としてはそんなに残忍な感じはしなかったんですけども。

司会者：それでもやっぱりインパクトというか少しこたえるものはありますね。

裁判員経験者4：そうですね、ちょっと見たくない気持ちは、やっぱりありました、その写真の、お父さんの。でも、こういう事件をあれする上では必要だとは思いますが、一番つらい部分ではあると思います、証拠写真とかっていうのは。

司会者：1番の方、どうぞ。

裁判員経験者1：証拠写真自体はやっぱり見ていて気分のいいものではないのは間違いなんですけど、事件の内容からいっても傷跡とかそういうもの、非常にポイントになる内容でしたので、これはもう見ないといけないなというふうに感じております。人によっては、多分後に夢に出てくるとかいうのもあるの

かもしれませんが、私は特にそこまではありませんでした。

司会者：2番の方、いかがですか。

裁判員経験者2：私の場合は、レントゲンと模型の人形ですから、そう余り気の毒やなというようなことは余りなかったような気がします。生きていたときのレントゲン写真，CT写真，沐浴する人形，そういったものだから余り気の毒すぎるといふことはなかったんですけども。

司会者：ありがとうございました。このあたり、立証官としては、先ほどいろんなことをお考えになるということをおっしゃってたんですけども、そのあたりで、ちょっとお悩みといたしますか、やっぱり証拠としてはこれは請求しないといけないというふうにお考えなのかどうか、そのあたりは、もう少し違う形での証拠でもいいんじゃないかというような意見もひょっとしたらあるのかもしれませんが、どうでしょうか。

検察官：殺人，傷害致死事件でも、今皆さんのお話を伺っていても、それぞれの事件によって残忍さの程度も違いますし、こちらが残忍さを量刑で話させるということで強調する程度というのも違って来るかと思えます。

それで、特に刃物を使って血まみれになるような事件の場合ですと、皆さんがご覧になった証拠の写真に比べても、もっと残忍なものを出さざるを得ないということもあるかと思えますので、今日はお話を伺っておりますと、皆さんの御意見としましても、正直見たくはないんですけども、やはりリアリティーということで必要なんだという御意見ですので、こちらとしても必要以上に負担を与えないということを配慮しながら写真等を厳選して請求するということを心がけたいと思っております。

ウ 審理期間について

司会者：この後、手続は論告とか弁論とかそういう話に入っていくんですけども、少し違う角度からお聞きしたいと思っております。

それぞれ御参加いただいている事件というのは、短い方で、お手元の資料で

確認したらもう本当にその週だけで終わる方，4日間程度で終わる方から，3週間以上かかりましたという方までいろいろであります。大体争いがある事件というのは，どうしても長くなってしまふというところがあったり，あるいは人間関係が複雑な事件というのも，証人の方をいろいろお聞きしたりということで，2週間以上かかっておられる方というのがお二人いらっしゃるのです，長期というんですか，ちょっと長くかかったということについて，御負担とか，あるいは何かデメリット，こういう点がちょっとあれだったというようなこと，何かございましたらそれぞれお聞かせいただければと思うんですが，3番の方はいかがですかね。2週間ちょっとかかっておられたんですかね，選任されてから判決まで。

裁判員経験者3：そうですね。特に嫌な感じはしなかったんですけど，ただ事件のことを考える時間が非常に長かったので，その辺で何度も自分なりにおさらいしてとかっていうのはあったんですけども，特に大丈夫でしたね。

司会者：何か振り返って，この事件はもうちょっと長かったほうがいい，あるいはもうちょっと短かったほうがいいとかそういうような感想というのは，ありますでしょうか。事件に対して理解をして，一緒に評議をして結論を出すということ考えた場合に，足りなかったのか，もうちょっと短くてもよかったかという点，何か御意見ありますか。

裁判員経験者3：それは，もうこのスケジュールが決まっているので，その範囲内で判決というのを決めないといけないという部分では，もうちょっと時間があればまた違ういろんな周りの人の意見も聞けたかなという部分はあります。

司会者：2番の方は3週間を超える期間だったかと思うんですが，結構お疲れにもなったんじゃないかと思うんですけども，そのあたりはどうなんでしょうか。

裁判員経験者2：3週間，1週間。

司会者：違いましたかね。

裁判員経験者2：はい。1週間ちょっと。

司会者：1週間ちょっとぐらいでしたか。

裁判員経験者 2：そうです，そうです。

司会者：それは失礼しました。実際の期間としてはそれほど負担感はなかったですか。

裁判員経験者 2：はい，別に。

司会者：それはそれで。

裁判員経験者 2：はい。そう感じませんでした。

司会者：すいませんでした。期間が実際御負担感も含めてどうだったか。ほかのお二人の方，何かお感じになったことはありますか。

裁判員経験者 1：私は確か5日か6日だったと思うんですけど，それほど負担という感じはありませんでした。もっと議論の時間が欲しかったというのも特になく，どちらかという証人として来られた方にこれを聞いておけばよかったということが後から出てきましたけど，時間的なものでは特に過不足なくといった感じです。

裁判員経験者 4：4日だったんですけども，負担は特にはなかったと思います。裁判官の方のお人柄が，すごく自分の言葉で意見を言えることができて，後から聞いといたらよかったなという思い返すようなこともなく，ちょうど評議のときに疑問に思ったことは裁判官の方がうまく吸い上げて裁判のときに質問してくださったので，そういうのでは期間的には別に問題なかったと思います。

エ 被害者参加，被害者の意見陳述について

司会者：それでは，ちょっと違う話でまた少し手続の関係でお伺いしたい点があります。弁護士のほうから，もし今日のどなたかの事件の関係で，被害者御本人は死亡されてますので御遺族の方とかが手続に参加をして，それで御意見を述べられると，あるいは質問をされるというそういう参加の手続があったりするんですけども，そういう人がいたらどうだったかという御意見などを聞いてみたいということでしょうか。

弁護士：特に，人が亡くなられた事件について，御遺族とかその関係者が法廷に

参加しているんな御意見，それから質問をしたりするようなこともあると思うんです。そういうようなことを経験された場合に，御遺族の主張あるいは御意見とかあるいは質問などが，事実認定あるいは量刑のときに与える影響というのはどういう感じなのか。それと，どういう気持ちで御遺族のお話を聞いておられるのかというようなことについて教えていただけたらと思っております。

司会者：被害者の遺族が手続に参加というのをされているのは，1番の方だけですかね。あとは特に参加というのには，検察官の横に遺族の方がお座りになったりというようなことはなかったですかね，ほかの方は。1番の方，参加手続で弁護士さんが受任されていたと思うんですけど，そのあたりの御感想，今のお話，何かございますか。

裁判員経験者1：遺族の方がいらっしゃって，それは代理人の方が発言されたんですけど，非常に大きな影響がありました。特に，量刑のところですね。具体的に傷害致死ということですので，幅が広いんですね，量刑の幅，3年から20年でしたか。その中で，量刑というものを考えたとき，やはり過去のデータなりなんなりというものを見ながら，そこから考えていくわけですけど，遺族の方の発言の中で，今までの考え方にとらわれずに厳罰というものを考えてほしいと具体的な年数をおっしゃったんです。やはりそうなるとその年数というのが一つの参考値というものが，検察側の求刑の部分とそれと過去のデータというものと，さらに厳罰でこうしてほしいという年数というのも一つの参考の値になるという印象をすごく受けたんです。だから，やはり影響は大きいんだなというふうに感じました。感情に訴えるというところも，当然あります。

オ 論告，弁論について

司会者：ありがとうございました。論告という話も出ました。論告，弁論の話一般に移りたいと思いますが，論告をされるのは検察官，その後に弁護士が最後の弁論ということで，事件の最後，締めくくりでそれぞれ冒頭陳述の予告編の締めくくりみたいな形で，一番最後にそれぞれが御意見を言われる，例えば検

察官だと求刑何年というようなことをおっしゃられる。弁護士のほうもいろいろ言われて、これは無罪である、あるいはこれは執行猶予にしてほしい、そういったことをいろいろ言われる。こういう手続が最後にあると思うんですけども、ああいう手続をされているときは検察官としては、裁判員裁判はどのようなことを考えて臨まれている、あるいはお聞きになりたい点があるかという、この辺はいかがでしょう。

検察官：求刑なんですが、特に被害者が亡くなった事件、殺人、傷害致死事件ですと執行猶予がつく場合もありますし、あるいは非常に重い刑罰になる場合もあってその幅が広いということがありますので、検察官としましても求刑の根拠をどのように説明するかということについて、非常に頭を悩ましているところです。特にこれまで、こういうような同じような場でも、根拠がわかりにくいと、どうして懲役何年求刑なんだと、その理由がわかりにくいんだという御指摘を受けることもたびたびございます。

ただ、他方で、こちらで過去に同じような事案があって、これで懲役何年なんですということで先例探しのようになってしまいますと、裁判員裁判の制度自体が一般の皆様のご感覚を取り入れる、反映させるということになりますので、それに反してしまうんじゃないかということで、余り過去の事例についても具体的な情報までは、こちらでは提示しないということをしております。

ですから、被告人に不利な事情、刑を重くする事情とそれから有利な事情、それから、これまでの大概の量刑の傾向をお示しするということで求刑をするかと思うんですけども、皆さんがそれぞれの事件で検察官の求刑、あるいは被害者参加の被害者のもあるかもしれませんし、御遺族かもしれませんし、弁護士の弁論での意見についても御意見があるかと思っておりますけれども、お聞きになって、この点がわかりにくかった、あるいは、この点のこういう情報がわかりやすかった、あるいはこういう情報があればよかったということがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

司会者：どの事件でも有罪になれば当然量刑はしないといけないんです。そうい

う意味だとこの1番から4番の方、共通なんだけど、恐らく審理が始まって、おおむね争いがないということで、刑をどうするかということに終始直面されてたのは3番と4番の方なんだと思うんですね。まず、3番の方、今の検察官の問題意識について、大体どんな意見になるでしょうか。

裁判員経験者3：実際、検察官が何年と言われて、弁護士も何年って言ったときの差の開きっていうんですか、そこでまたちょっと評議というかその話も出たんですけど、何年って出した検察官の根拠の部分で、僕らもわからないので、過去の同じような事件の資料を見させてもらったんですけど、ただ確かに見てたら検察官の言う刑より多くなるということはほぼないような感じ、印象があって、それで結局正直過去の事件を参考にして決めているだけかなということ、僕は印象がすごい強いですね。

司会者：ありがとうございました。4番の方、いかがですか。

裁判員経験者4：私たちも過去の事例は見せていただいたんですけども、その過去の検察側の求刑がありまして、それがやっぱり基本には多少そこを、絶対わからないんですね、私たちには何年というのは。初めからわからないでやってるもので、やっぱり過去の事例というのがないと、本当にそれを見ていないと客観的にこういう裁判員裁判に参加しておられない方から見ても、すごく不安だと思うんですね。だから、やっぱりそれを参考にさせてもらうということと、また求刑された年月とを考えながら。

私が思いますのは、裁判員裁判で一番大事なのは、私自身の考えとしましたら、私たち一般の意見をそこに聞いてもらうことが、感覚というものを聞いてもらうことが一番大事なことなんじゃないかなっていう思いがして、その何年という決める材料にするのはやっぱり過去の資料というのは大事なんじゃないかなと思います。そういうのは、ちょっとそんなにはっきりとは手元に出してもらおうということではできなかつたんですけども、かなり参考にさせていただいたというのがあります。

司会者：求刑の根拠の話もさることながら、実際に量刑を考える上で過去の傾向

といいますか、量刑の傾向というのをどういうふうに捉えるかという面で、3番と4番の方、非常にかみ合った形で今意見が出てると思うんですけども、先ほどそれにとらわれないでという話もまた、被害者参加の関係で出ました。そのあたりは1番の方はどういう心持で今のお話、聞いておられますか。いわゆる過去の量刑傾向を決める、そういうことを何かそれで決めるんだったら参加をするということについての自分自身は一体どういう立ち位置なんだと、あるいはしかしそれがないとやはりなかなか難しい面もあるというような感じ、それからそういうのにとらわれないでやってほしいという御遺族の方の御希望、そのあたりはどんなふうにご考えておられましたか。

裁判員経験者1：裁判員制度というのは、市民の声をっていうのはすごいよくわかるんですけど、それと同時にやはり犯してしまった罪というものに対する量刑というものがあつて程度継続性というか、過去と完全に断裂した形でほんと違うレベルのものが出てくるということになると、ちょっと不公平になってしまわないかなというのが正直思います。ただ、気持ち的にどこだということはそれぞれやっぱりあると思いますので、だからこそ遺族の方々はわざわざ年数まで指定してこういうふうな形にしてほしいということまでおっしゃったんだと思うんですけど、やはり過去のものを大きくいきなり変えるというのは、逆に不公平ではないかなと感じますので、やはり過去のデータというものは非常に大きなポイントになるものだと思います。

特に、過去のデータもそうですけど、報道でも見たことがあるのはだんだんこの量刑はどっちかっていうと重くなる傾向があると。特に性犯罪系とかというのはどっかで読んだことがありますし、そういう意味ではいきなりというわけじゃなくてじわじわと市民の意見というものが反映されていっているのではないかなと感じます。

司会者：ありがとうございます。この経緯、2番の方は恐らく有罪か無罪かというのを決めるというのが評議、結論を決める中でかなりのウエートを占めていたと思うんですが、最終的に刑を決めるところまでお話をされてると思うんで

すけども、いわゆる量刑ということについては評議に参加されて、どういうところが難しいなと思われたか、あるいはどういった御感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者 2：検察官が数字を出されますよね。変な言葉ですけどもまあまあそう長いでもないし、短いこともないし、まあまあ妥当な線を検察官がいつてこられているのと違うかなと思って、それからいろいろ検討はするんですけども、常識的な数字を聞かせてもらっていました。そうむちゃくちゃな長期のものでないし、短期のものでないし、そんな数字でした。

(3) 殺人・傷害致死事件の評議のあり方について

司会者：ありがとうございます。このあたり、ちょっと争いがある場合にどうなのかとか、論告・弁論のあり方とかそこもちょっとお話をしていきたいところなんですけど、時間の関係などもあるのであと評議そのもの、事実認定、あるいは量刑を決めるという評議を主催するのは、私たち裁判官の立場なんですね。石井裁判官からこのあたり、裁判員の方4名来られてますので、何か質問がございましたら。

裁判官：多くの事件では、評議を主催というか議論の仕分けをするのは裁判長の役割かと思います。これは結構芸風の違いが出るという、人によって進め方が変わってくるんだと思うんです。お聞きしたいのは、評議で印象に残ったこと、特に裁判長の意見の聞き方ですね、意見の聞き方でこれはちょっとなと思ったことが何かないか。逆に、こういう聞き方はよかったなというのは何かとか、それら含めて評議の過程で議論の進め方に関する差配というかそういう点で印象に残ったことがあればお聞かせいただければと思います。

司会者：4番の方どうでしょうか。芸風の違いとかは、恐らくお一人しかいないので、それがほかの方とどう違うかっていうのはともかくとして、ここがよかった、ここは悪かったでぜひ忌憚のないご意見、ご感想をお願いします。

裁判員経験者 4：本当に初めてのことなので、私はよかったという印象です。よかったというのは、やはり個々の意見を自由に述べられるような場をつくって

いただいたということで、その4日間の間には本当に活発な発言もし、また被告人にも質問するチャンスもありましたし、それぞれ疑問に上ったこと、またちょっと聞けなかった、評議の場でちょっとこれは疑問に思ってるなと思うようなことは裁判長のほうから被告人に質問していただいたこともあったと思うので。そして、評議のときもホワイトボードを使って、いろんな論理的なことを説明していただいたので、比べようがないんですけれども、緊張せずにその間発言できたというところで、私は本当に裁判所というところはすごく堅いイメージと暗いイメージがあったんですけれども、おかげさまでこれを経験させていただいたおかげで、本当に裁判所に関する信頼感というのが持てたので、その点で本当にありがたかったなと思っておりますけれども。

裁判員経験者3：結構何を言っても全部話を聞いてくれるので、その点はありがたいんですけども、ただ結構僕らは法律のこととか余り詳しくないので、ざっくばらんにずばっと、例えば何年とかと物を言うときに、根拠はってよく聞かれたんですけど、正直、根拠といってもなかなかないんですよ。もう自分の、皆さんそうなんですけど、過去の生い立ちというか経験でこういうものかなというぐらいのもので、ただ実際刑を決めるときには、やっぱり根拠は必要みたいで、それを説明するのがものすごい、僕ら知識がないのでそこで裁判官の方に納得してもらえようにものを言えないというのが、そこはちょっとつらいなという部分で、すごくそれは感じましたけど。

司会者：佐々木検察官のほうからも、論告のときに求刑何年というときに根拠という言葉が出て、まさに今根拠という話が出てきたんですけれども、この刑であるということの根拠っていうのは、これはなかなか難しいですかね。いつも大体お決めになるそのあたり、また話が戻っちゃうんですけども、検察官のほうもこれが相当だと思って意見を言われていると思うので。

検察官：そうですね、それで皆さん評議で過去の事例を参考にされるかと思えますので、こちらもその手助けになるというか、過去の事例を参考にしやすいように今回の事件のファクター、こういう事案なんですと、この点は殺人の中

でもこの点は重いんですよ，軽い事情も含めて指摘させていただくようにはしてまして，殺人の中でも，例えば一人が亡くなった事件の中ではこういう点が重いんです，傷害致死でもこういう経過だからこの点は例えば被害者の落ち度はある，ないと，その程度が大きい，小さいとかそういう点で御指摘はさせていただいてますので，その辺は恐らく評議のときにも参考にさせていただいているのかなというようには思っております。

司会者：逆に言いますと，弁護士も逆の立場から恐らく意見の根拠をおっしゃっているはずなので，裁判官から根拠はって言われたらあのとき検察官がこう言ってたじゃないですか，弁護士がこう言ってたじゃないですか言えるのが一番当事者にとって刑を求められるときに，これが相当だと言われるときにその根拠としてっていうことでおっしゃってる手続の一つなので，そこで出たことがどうかっていうことが評議の中で反映させれるのは，ひょっとしたらいいのかなあというふうにお聞きしているんですけど。ただ，やはりなかなかこの言葉として根拠はっていうふうに聞かれると，ちょっと答えにくいというくらい面もあるということですかね。

裁判員経験者3：被害者側の目線で身内の方とかの目線で考えると，殺人事件であれば単純に死んで償ってくれよというような感覚が一般的な感覚かなというので，評議のときでもそういう感覚があったんですけど，いろいろ裁判官の方の話とか聞いてると，実際刑務所入って1年2年とか，僕ら結構どんぶり勘定で何年やみたいな感覚でいたんですけど，裁判官の方の1年2年というのが，僕らの1年2年とのすごい差の開きを感じましたし，それは別に裁判官の方の1年2年の重さが僕らとの違いとで，嫌やなというイメージはなかったんですけど，改めて量刑の1年2年の差というんですか，それはすごい勉強になったかなというのがありますね。

司会者：ありがとうございます。2番の方，裁判官の進め方，進行，そういったことについて何かよかった点，悪かった点いかがですかという御質問ですけども，いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：裁判官の進め方としては、申し分なかった、一応上手といったらおかしいですけども、非常にわかりやすく進めてもらって、我々裁判員をみんなまとめ上手というんですか、納得いくような進め方をしてもらって、大変ありがたかったです。

司会者：1番の方がいかがですか、できればこういう点は配慮してほしかったっていう意見があったほうが我々、ほっとはするんですけど今の意見を聞くと。

裁判員経験者 1：私のときは、進め方そのものについてまずは一步一步意見を求めるということが多かったです。だから、例えばじゃここで評決とりましょうかということについても、割と自分からこういうふうにしましょうというよりも、皆さん、ここどうですか、どうしましょうかっていう感じで進めていかれたと。それで、実は一番最初にそれをやられると、こちらとしては全然プロセスとしてわかってないので、ちょっと戸惑いが感じられました。ただ、それがわかってくると、逆に非常に建設的な話ができたと面もありますので、最初はちょっと本当に戸惑うんですけど、後には逆にすごいプラスの効果があったかなというふうに感じます。だから、もしかしたら最初のうちは、割とどんどんリードしてもらってどっかで逆に裁判員の方々にもっとハンドルを握ってもらおうとかすると、進行に関してはもっとスムーズにいったのかもしれないということは感じられます。

あと、もう一つ感じたのは、裁判の判決文なんですけど、我々は割と自由に発言している内容というものを、そこで実際出てきた言葉が割とちゃんと判決文に反映されているということ、最後読み上げられたときに非常に感じました。それは本当にちゃんとみんなの考えが入っているというふうな意味でも、非常によかったと思います。

3 検察官及び弁護士からのアピール等

司会者：ありがとうございました。この問題について石井裁判官、ほかに何か補足しておきたいことはありますか、よろしいですか。

手続を最初から最後まで、何となくその順番の中でお話をお聞きしてるんですけども、せっかくの機会ですので検察官のお立場、弁護士のお立場、いろいろあるかと思うんですけども、こんなことを考えてやっていますというアピールでもいいんですけども、そのあたり何か質問的なこともくっつけてやっていただいてもいいんで、どうでしょうか。

弁護士：先ほども申し上げましたけれども、今まで5件ほど裁判員裁判を担当させてもらってます。その中で一番感じているのは今まで裁判官裁判でやっていたことに比べましてね、やっぱり法律家以外の方が判断者として加わる、その面というのは非常にやっぱり怖いという気がしてます。法律家の間だったらあうんというか、暗黙のうちにわかってるようなことがいっぱいある。それを、法律家でない方が加わってそれを判断する、そうした場合にどういうふうに伝えたらいいのか、かつ自分が本当にわかっているのかということをもう一回問い直さないといけない、そういう作業、非常にやっぱり重要になってくるんだろうなということを日々感じています。

それとともに、先ほどから検察側は非常に組織的で、それに対して弁護士というのは非常にどちらかというの家内労働的な、非常に温かいというかもっと頑張れよという激励の言葉だったと思うんですけども、そういう中でまずいというか、弁護がうまくできなければ、それが被告人に、特に量刑、あるいは事実認定もそうなんです、量刑にも大きく反映する。そういう点で非常に責任が大きくなってるなと感じます。そのために弁護士会としましては、実際裁判員裁判を想定した実演型の研修、実際のリハーサルみたいな感じでやったりとか、それを相互に批判したりしながらやってるんですけども、それもなかなかうまくいっていないところがあるかもしれません、あるんでしょう。それで、そういう点ではまだ検察官に比べてわかりにくいということの評価をいただいているんじゃないかと思います。

今後、先ほども申し上げましたけれども、弁護士会としましては一般の方がわかりやすいような弁護ということをやっていきたい。その際には、やはり僕

ら自身が被告人というのはどういう人であって、この事件はどのような事件なのか。だから無罪だ、だから刑に関しては執行猶予がいいとか、悪いとか、そういうことをわかっていただくような弁護というのをやっていきたいと思えます。

今後ともよろしくといったらおかしいですけども、注目していただけたらなと思えます。以上です。

司会者：今の点，一番最初の全般的な感想のときに，4番の方が弁護士の方が大変だなというのをおっしゃいましたけど，お話のような問題意識等がかみ合うところなのか，あるいは違う点をおっしゃってるのか，せっかくの機会なので少し詳しくお聞かせいただければ。

裁判員経験者4：先ほども言いましたけれども，まだ私たちは本当に裁判の弁護されるポイントって，やっぱりあると思うんですね。この部分，この部分が被告人にとって有利であるというところを言っていらっしゃるんだけど，それを余りそういうことがわからないので，知識として，なぜ今これを言うのかというそういうようなところがありまして，で，そういう全員何となくそこが重要になるというのがわかっていれば，そうおっしゃってることもわかるんですけども，だから，裁判員裁判の私たちが聞くのとちょっと，もうちょっと普通の人と一回，シミュレーションじゃないけど，やってみたほうが，何かあれですね，どこから入り口入るかっていうのがちょっと何か，私の担当した事件ではちょっと何か，そこから言われたら余りいい印象を受けないなということとはあったので。

あと，個人的なあれで申しわけないですけど，大阪弁の語尾がすごく気になって，弁護士さんの。それがちょっと耳ざわりといったら失礼ですけど何かああいう場なので，できたらもうちょっと普通の丁寧語でしゃべっていただいたほうが聞きやすいかなという印象があったんですけど，本当にそれも手法なのかなとは思いますが，それよりは普通に今しゃべってるような感じで話していただいたほうが聞きやすかったかなというのは，ちょっと印象受けました。

弁護士：ありがとうございました。ちなみに僕のしゃべり方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：上級でございます。

司会者：それ以外の問題はでないようです。検察官，何か聞いていただきたいというようなことは，ありませんか。

検察官：先ほども冒頭陳述と証拠調べの話がありましたけれども，全体的な情報量の多さについてお尋ねしたいんですが，まず全体として冒頭陳述も証拠調べも情報量が多過ぎたか，あれは少なかったかということもありますし，情報の振り分けですね，最初に冒頭陳述で詳しい事件の内容を聞いた上で，証拠調べでさらに実際の証拠，詳しい内容を聞くということで情報が多過ぎたという感想をお持ちであれば，そういったお話ですとか，あるいは，冒頭陳述をもう少し詳しくしたほうがいいですとか，もっと簡単にしたほうがいいじゃないかとか，その辺の振り分けに関して御意見があればお聞かせいただきたいと思えます。

司会者：2点ですね。要するに，全体的な情報量，ボリュームがもうおなかいっぱいでこれはちょっと無理ですよと，あるいはもう満腹になりましたとか，あるいは適量でしたというその辺りが，その事件を実際に自分で判断に参加する上でおなか一杯感はどうだったかという話と，あとそれから本編が出てくる前に予告編が延々と長くなってないかと。予告編の部分が適量にあって，本編をちゃんと味わえるような感じになっているかというこの2点だと思うんですけども，よろしいですかね。

裁判員経験者1：非常にバランスはよかったと思います。最初の段階で割と目が粗いというか，情報があって，証拠を見ながら，あっこういうことだったんだというのがだんだんわかってくる。それで全体のストーリーを頭の中で組み立てていくということができたので，非常によかったと思います。

司会者：2番の方，どうですか。

裁判員経験者2：私は，検察官のほうも非常にスマートにやってもらって，ただ感じるのは弁護士のほうが，ちょっとまずいような感じがしました，私として

は。

司会者：どうまずいといったことでしょうか。

裁判員経験者2：下手くそといったらおかしいですけど。まあ，そんな感じで，私どもはちょっとどうかなってというような感じがしました。

司会者：しゃべり方の問題なのか，情報自体の問題なのか，どっちでしょう。さっき言った大阪弁云々の話とか。

裁判員経験者2：じゃなくて，ちょっと勉強が，その事件に対しての勉強が不足しておると違うかなと。

司会者：それはかなり重い話ですね。

裁判員経験者2：そんな感じがしました。だから，検察官の情報量と弁護士の情報量が全然桁違いで，検察官のほうがウエイトが高かったような気がしました。

裁判員経験者3：実際，事件が起きる前の状況とかいろいろ細かい情報を教えてもらったので，かなりわかりやすいなという印象で。

司会者：多過ぎることはなかったですか。

裁判員経験者3：いや，全然量としてはちょうどいいかなという，全体的なイメージが結構沸いてきたので，ちょうどいいんかなという感じの印象ですね。

司会者：予告編とのバランスですね，予告編でわーっとしゃべりすぎて，本編を食っちゃうようなそんな感じはなかったですか。

裁判員経験者3：いや，そんなことはなかったです。

司会者：バランスもよかった。

裁判員経験者3：はい。わかりやすく。ただ，弁護士がいろいろ，被告人の名前を間違ったり何やしたときに，かなり検察官にきついことも言われてましたけど。法廷の中で。

司会者：弁護側の方が名前を間違ったので，検察官がそれは違いますと。

裁判員経験者3：その印象はかなり強いですね。ややこしかったというのもあるんですけど。

司会者：人間関係がややこしかった。取り違えてしまう可能性が高かったと。

裁判員経験者 3：はい，そうですね。それで，検察官は，えらいしっかりしてはるなみたいな印象がありますけど。

司会者：細かいところ，大事ですね。

裁判員経験者 3：はい。

裁判員経験者 4：検察官の情報というのは，やっぱり最初は余り多くないほうが入ってきやすいなという気持ちはしますし，それをもう一度繰り返していただいて詳しくしていただくほうが，だんだんに時間がたつほどわかりやすくなってきますのでよかったと思ったのと，ただ証人の方を，資料の中に出てくるおじさんとか，私としてはこの事件に関してはそういう方に証人として出ていただけるような，話を聞きたかったなという気持ちはしましたけれども。

司会者：家族関係の事件，親族関係の事件なので。

裁判員経験者 4：そうです，はい。

司会者：親族の方の中のお話，これ，証人というのはいらっしゃったんですか。

裁判員経験者 4：証人は，以前からちょっと親しかった，バイト的に働きに行っていて，昔から友人関係にある人のお父さんが証人として出て来られて，出所後もサポートしますという方と，あと御本人のお父様がまだ後遺症は残ってるけれども出て来られて，ちょっとその方軽い認知症を患ってたので，余りどちらからも質問に関しては強く聞くということにはなかったんですけれども。

ただ，そのおじさんという方がたびたび出てきてたので，その方に証人として出ていただいたらもっといろんなことが本当はわかったんじゃないかなという気持ちがしました。

司会者：家族関係の中で，どんなことがあったのかというようなことに関して少しおじさんという方のお話で，どういうふうな状況だったのかということを知ると。

裁判員経験者 4：そもそもその犯罪に当たって，そのおじさんというのがちょっとポイントに出てきて，きっかけみたいなところで出てきてて，その方は被告人に対しても擁護するわけではないので出てこられないのかなという気持ちが

ありましたけれども，もっとよくわかるだろうなという気持ちがありました。

司会者：事案を理解するとか，そのケースがどんなケースだったのか，この事件を解決する理解するには聞いてみたいという気持ちが正直あったと。

裁判員経験者 4：はい。

4 守秘義務についての感想や意見

司会者：ありがとうございます。いろいろと手続の関係，振り返ってまいりました。

最後に，事件のことについて今日忌憚のない御意見を聞かせていただきましたけど，裁判員の立場で守秘義務というのを課せられております。そのことについて，御負担というよりは，あるいは守秘義務ということについてどんなふうにお感じになるのか，問題がないのか，あるいはやっぱり問題があると思われるのか，そのあたり何か，1番の方，いかがですか。

裁判員経験者 1：結論からいいますと，全然割と線引きははっきりしているかなと感じてます。それは，法廷で言われること，公の場で言ってるわけですから，それはオープンにしていいと。それ以外，部屋にこもってから話した内容というものは，守秘義務の対象であるという分け方にしてしまえば，それほど気にならないかなといったところです。

ただ，一つは期限がないという点については，別に重さは感じないんですけどそれはほかのさまざまな秘密の情報というものが世の中にある中で，大体期限というのは決められているものが多いと思うんですけど，無期限であるということは，バランス的にどうなのかなというのは感じます。

司会者：2番の方，いかがですか。

裁判員経験者 2：守秘義務，家でもそんなん言えませんし，あんまり。なかなかちょっと重荷のような感じがします。

司会者：3番の方，いかがですか。

裁判員経験者 3：1番の方と同じような，やっぱり意外と周りの人も遠慮して聞

いてこないという部分では楽かなということはあるんですけど、確かに期限がないという部分ではどうかなとは思んですけども、まあ大丈夫です。

司会者：4番の方。

裁判員経験者4：守秘義務は、私たちよりも周りのほうが何かもう本当に聞いてはいけないという意識があって、ほとんど聞かれることがないので自分から聞かれない限りは話せるようなことも話してはないんですけども、どこまでが守秘義務で、それがやっぱりはっきり一般のほうではわからないというのが現実だと思うんですけども。

5 記者からの質疑等

司会者：ありがとうございました。それでは、大体予定している時間はここまでということで、この後出席されている記者の方から質問があればということでお伺いしたいと思います。

記者：今日はありがとうございます。

事前にちょっと幹事社からという形で裁判員を務められた御感想という非常にざくっとしたものをお出ししてたんですけども、今日の会の冒頭でも皆さんお話しされてましたし重複になるかと思いますので、せっかく今日殺人事件と傷害致死事件ということなので、具体的なお尋ねをさせていただければと思うんですけども。

先ほど、証拠調べの中でそういうショッキングな写真の扱いについて検察官のほうも非常にいろいろ配慮されているという話があったかと思うんですけども、振り返って公判のほうの量刑のお話とかのところにもつながるかもしれないんですが、そういった配慮されている、厳選されて出されたもの、これをいろんな気持ちを持ちながら見たことによって、事実認定であるとか、あるいは量刑を考えると、やはりそういうショッキングなものであっても見たほうがよかった、あるいはなくてもよかったんじゃないか、つまりほかの証拠や材料から判断することができたんじゃないか、いろんなお考えがあるかと思うん

ですけど、その辺をちょっとお聞きできればと。順にお伺いできれば。

裁判員経験者 1：私はもう必要不可欠であったと感じております。やっぱりやったことを否定するというそういう争いがあったわけですから、それをあつたか
なかつたかということの実際の裏づけとして、それがなかつたら判断は難しか
ったとか感じております。

司会者：むしろその争点を解決する上で、ちょっと不可欠な証拠だったとそうい
うふうにお感じになったと。

裁判員経験者 1：そのとおりです。

司会者：基本的にレントゲンとかが中心だったですかね。

裁判員経験者 2：そうですね。実際にレントゲン、CT写真、それから沐浴の模
型、人形を見せてもらって、実際にやってもらって参考になった材料ですよ
ね。別に、残忍なことでもなかつたと思います。

裁判員経験者 3：特にないです。

裁判員経験者 4：私も、やっぱり写真は見たほうがよかったというのは、被告人
の絞殺の仕方とかが片腕がないので足も使ってとかいう実際やってるとい
う写真もありましたし、また睡眠薬で自殺しようとしたという睡眠薬の袋と
か、そういうような本当に自殺する気があったのかという気持ちも最初
はあったので、そういうような点でもやっぱり証拠の写真というのは必要
ではないかと思
います。

記者：ありがとうございます。

司会者：ほかによろしいでしょうか。

記者：今日の貴重な御意見、ありがとうございました。ちょっと途中抜けてしま
ったんですけど、重複の質問になってしまったら大変申しわけないんです
けども、冒頭陳述をもらう前に、御自身が担当された事件というのを報道
等でご覧になっていたということはございますでしょうか。またそれが何か
影響を及ぼしたということはございますでしょうか。

司会者：さっき私が冒頭陳述、予告編と言ったんですけど、予告編の前に別の予

告編をテレビとかで見聞きしちゃって、あっあの事件やということで変な予断みたいなものが持たれていたというようなことがありますか、ありませんかというそういうお尋ねですね。

裁判員経験者 4：なかったです。

裁判員経験者 3：特になかったです。

裁判員経験者 2：特になかったです。

裁判員経験者 1：全く情報はなかったです。

司会者：むしろ、テレビで見たな、あれかなと思ったけど影響はなかったではなくて、むしろそういう事件があったということ自体を、余り意識されてなかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：知らなかったですね。

司会者：知らなかったということですか。あっあの事件かみたいな、あの報道でとかそういうことは。

裁判員経験者 2：ちょうど幼児虐待、重要なあれが出てきたときかな、もっと前かな。

司会者：その事件自体は御存じではなかったという。

裁判員経験者 2：はい。そうです。ありませんでした。

司会者：わかりました。よろしいですか。

記者：はい。

司会者：ほか、特によろしいですか。

それでは、ちょっと時間、若干前なんですけれども、本日の意見交換会、時間内ですけれどもこれで終了させていただきます。本日御参加いただいた皆さん、本当にありがとうございました。検察官、弁護士、ここにお二人お座りなんですけれども、後ろにも多数今回傍聴されてました。非常に皆さん、関心を持ってお聞きになってたんじゃないかと思います。

裁判員制度は、私たち法曹関係者みんな、皆さんに参加していただいてやっていくということを日々続けているところなんですけれども、裁判員制度の発展

といたしますか今後よりよい運用を目指すために今日の話は非常に貴重だったと思います。また，こういう機会，今後も続けていくことになると思いますけれども，裁判所だけでなく，もちろん検察官，弁護士の立場，いろいろと御理解，御支援いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上